

平成30年4月1日より

他の医療機関（病院・診療所）等からの紹介状（診療情報提供書）を持参されず、直接来院し診療を受けられる（受けられた）場合、保険医療機関相互間の機能の分担および業務の連携のための措置として、厚生労働大臣が定めた選定療養費（保険適用外）として、当院では次のとおり請求させていただきます。

※詳細は受付窓口等にてご説明いたします。

初診時（5,400 円） 再診の都度（2,700 円）

「選定療養費」とは？

選定療養費とは、病院と診療所の機能分担の推進を図るために、国が定めた制度で、他の医療機関等からの紹介状なしに200床以上の病院を受診した患者さんについては、通常の医療費の他に病院が定めた金額をご負担いただくというものです。

※特定機能病院（大学病院）及び400床以上の地域医療支援病院を受診した患者さんについては、初診時5,000円以上、再診時2,500円以上の金額をご負担いただくというものです。

I. 【初診時の選定療養費の改定のお知らせ】

相澤病院では、国が定めた制度に基づき、地域医療支援病院として診療所との役割分担を推進する上で、紹介状なしの初診患者さんから「選定療養費」として2,160円（税込み）をいただいておりますが、4月の診療報酬改定で大病院の外来機能の分化の推進により、紹介状なしで大病院を受診した患者さんからの定額負担を徴収する責務がある医療機関の範囲が、400床以上の地域医療支援病院へ拡大となりました。このため、地域医療支援病院の責務として、病院と診療所との役割分担の推進及び大病院の外来機能の分化の推進のため、本年4月1日より相澤病院を受診する紹介状なしの初診患者さんには「選定療養費」5,400円（税込み）をご負担いただくことと致しましたので、ご理解の程、

お願い申し上げます。

なお紹介状持参の方以外で、以下に該当する方はご負担の対象とはなりません。

*ご負担の対象とならない方

- ・救急車・救急ヘリコプターで来院した救急患者
- ・国の公費負担医療制度の受給対象者
- ・特定の障害、特定の疾病等により各種公費負担制度の受給対象者
- ・**予防接種希望者**

*初診となる場合

- ・当院に初めて受診される場合
- ・任意に治療を中止し1ヶ月以上経過した後で、再び同一の保険医療機関において診療を受ける場合
- ・前傷病の病名が治癒された患者さんで、新たに同じ科で受診される場合
や別の科に受診される場合

*厚生局からの指導により、整骨院、接骨院、鍼灸院からの紹介状を持参されましても紹介状なしの扱いとなります。

II.【再診時の選定療養費に関するお知らせ】

再診時の選定療養費とは、初診時の選定療養費と同様に国が定めた制度で、病院と診療所の機能分担の推進及び**大病院の外来機能の分化の推進**を図るために、他の医療機関に対して文書により紹介を行ったにもかかわらず、引き続き同じ病院を受診される場合に、通常の医療費の他に病院が定めた金額を患者さんにご負担いただくというものです。相澤病院では、この制度に基づき**本年4月1日**より、担当医が他の病院（400床未満）又は診療所に対して紹介を行う旨の申し出を行ったにもかかわらず、引き続き当院を受診される再診患者さんに、通常の医療費の他に「**再診時の選定療養費**」として**2,700円（税込み）**をご負担いただくことと致しましたので、ご理解の程、お願い申し上げます。

なお、以下に該当する方はご負担の対象とはなりません。

*ご負担の対象とならない方

- ・国の公費負担医療制度の受給対象者
- ・特定の障害、特定の疾病等により各種公費負担制度の受給対象者
- ・**予防接種希望者**